

令和 3 年 度

岩手中部水道企業団競争入札参加資格審査提出要領
(申 請 書 作 成 手 引 き)

物品の買入れ・役務の提供（参加業種の追加）

岩 手 中 部 水 道 企 業 団

はじめに

令和元・2年度の物品の買入れ又は役務の提供の入札参加資格者台帳に登載されている方で、令和3年度において岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する物品の買入れ又は役務の提供の入札参加業種の追加を希望する場合は、岩手中部水道企業団競争入札参加資格審査申請書及び必要書類（以下「申請書」という。）を提出してください。

申請書の記載にあたり、理解しにくい事項を中心に整理しましたので参考にしてください。

1 競争入札参加資格基準について

（1） 資格要件

競争入札に参加する方に必要な資格は、次のとおりです。

- ① 営業又は事業に関し法令上許可、登録等を必要とする業種にあってはこれを受けていること
- ② 令和3年1月31日現在において、営業又は事業年数が1年以上あること
- ③ 令和3年1月31日の直前2営業又は2事業年度において、競争入札に参加を希望する業種についての履行実績を有すること

（2） 欠格要件

次のいずれかに該当する方は資格審査を受けることができません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人等）及び破産者で復権を得ない者
- ② 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- ③ 申請書の重要な事項に虚偽の記載や記載をしなかった者
- ④ 市・町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を現に受けている者
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者

2 申請手続きについて

（1） 受付期間

令和3年2月1日（月）から令和3年2月26日（金）まで

記入内容の不備等により再提出する場合を含め、受付期間を過ぎた申請は受理できませんので、ご注意ください。

（2） 提出方法

発送と受領が記録される方法（一般書留、簡易書留、特定記録郵便など）により提出してください。これら以外の方法で発送し、不着事故が生じても、当企業団は責任を負いません。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、持参での受付は行いません。

【提出先】

岩手中部水道企業団総務課契約管理係

〒025-0004 岩手県花巻市葛第3地割183番地1

TEL：0198-41-5315 FAX：0198-26-3307

(3) 提出部数

申請書は、次項提出書類の番号順に揃え、クリップ留めで1部提出してください。なお、申請内容について問い合わせる場合がありますので、必ず申請書の控えを保存しておいてください。

(4) 提出書類

- ① 申請書の記入事項は、令和3年1月31日現在の状況で記入してください。
 - ② 証明書については、発行日が申請書提出日の直前3か月以内のものを有効とし、写しや他様式で提出可能なものは両面印刷を推奨します。
- ※各様式における企業団圏域内とは、北上市、花巻市及び紫波町の地域を指します。

番号	書類の名称	○:必須 △:該当者	注意事項
1	岩手中部水道企業団競争入札参加資格審査申請書	○	・様式第1号（他様式不可）
2	参加希望営業種目調書	○	・様式第2号（他様式不可）
3	営業実績書	○	・様式第6号又は任意の様式 ※追加を希望する業種に関連するもの
4	許可・登録事業調書	△	・様式第7号又は任意の様式 ※追加を希望する業種に関連するもの
5	受理証発送用封筒	○	宛名記入済、84円切手貼付済のもの ※受理証の発送に使用するもの。はがき不可。

3 申請書作成時の注意事項

- (1) 申請書の重要な事項に虚偽の記載や記載しなかったことが明らかになった場合は、入札参加資格者台帳（以下「資格者台帳」という。）に登載しませんので、注意してください。
- (2) 申請書の様式は、必ず最新の様式を使用し、日付は必ず記載してください

4 申請書類について**番号1 岩手中部水道企業団競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）**

- (1) 「申請者」欄の代表者職・氏名には、法人の場合、職名も必ず記入してください。
- (2) 年間委任しない場合、入札等の通知先は本店とします。連絡先のみ登録はできません。
- (3) 「この申請に関する問い合わせ先」欄には、この申請書を実際に記入した方又は申請書の内容を熟知しており、問い合わせに対応できる方を記入してください。なお、行政書士等が作成した場合は、その方の氏名及び連絡先を記入してください。

番号2 参加希望営業種目調書（様式第2号）

追加を希望する業種から細目を選び、希望欄に○を記入してください。なお、追加を希望する業種数に制限はありませんが、一括下請負させなければ履行できない業種を希望することはできません。

※細目番号 99「その他」を希望する場合は、適用欄の（ ）内に具体的な内容を記入してください。

番号3 営業実績書（様式第6号又は任意の様式）

- (1) 直前2年間の主な実績（未納品、未完了のものを含む。）について記入してください。
必要事項が記載されていれば、各種許可申請及び国・都道府県・他市町村等への入札参加資格審査申請に使用したものでも構いません。
- (2) 会社の規模によりその分量が多くなる場合は、企業団圏域内を営業範囲とする営業所等に属する部分を抜粋し、提出してください。
- (3) 追加を希望する業種に関連するものを記入してください。

番号4 許可・登録事業調書（様式第7号又は任意の様式）

営業に関し法令上許可、登録等を必要とする業種にあつては、その許可又は登録事業名を記入してください。また、それを証明する許可書又は登録証の写しを添付してください。

番号5 受理証発送用封筒

受理証の発送をもって申請書の受理、受付が完了されたものとするため、受理証の発送用封筒（宛名記入済のもの）に84円切手を貼付したものを提出ください。

※会社独自に申請書の受理、受付を確認するための書類、はがき等の返送を希望する際は、これとは別に準備願います。

5 競争入札参加資格審査について

(1) 資格審査

申請書が提出されると資格審査を行い、資格基準に適合すると認める者を資格者台帳に登録します。

(2) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、令和3年3月下旬に企業団ホームページに掲載します。

(3) 資格者台帳の有効期間

資格者台帳の有効期間は、令和3年4月1日から1会計年度です。ただし、次の資格者台帳が作成されるまでの間は、有効とします

(4) 資格の喪失及び取消し

① 資格の喪失

資格者が次のいずれかに該当するときは、資格を失います。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当するとき

イ 法令の規定により営業又は事業に関する登録を抹消されたとき

② 資格の取消し

資格者が次のいずれかに該当するときは、資格を取り消されることがあります。

ア 政令第167条の4第2項各号に該当するとき

イ 申請書の事項に虚偽の記載をしたことが明らかとなったとき

6 記載事項の変更について

申請書の提出後、内容に変更が生じた場合は速やかに記載事項変更届を提出してください。なお、提出されない場合は入札参加の際に不利になることがあります。また、登録部門が複数（物品の買入れ・役務の提供と建設工事など）あっても、提出は1部で構いません。

7 その他

様式のファイルにチェックリストを添付していますので、提出前にご活用ください。